

特定健康診査・特定保健指導の概要等について

総務部 人事課
保健管理室

平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高齢者医療法」）が施行され、40 歳から 75 歳未満の医療保険加入者等（任意継続加入者及び被扶養者を含む）を対象とする、内蔵脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」）の実施が義務付けられました。

本学においても、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」）の「私立学校教職員共済特定健康診査等実施計画」に基づいて実施することになりました。

特定健康診査等について、私学事業団から送付されたリーフレットを配布致します。下記にも説明書きを加えましたので、参考に実施して下さい。但し、加入者本人につきましては、本学で実施している定期健康診断が特定健康診査を兼ねますので、従来どおり定期健康診断を受検して下さい。メタボリックシンドロームが健康に与える影響や特定健康診査等の意義についてもご理解を頂き、加入者及び被扶養者の健康管理にご協力頂きますよう宜しくお願い致します。

尚、被扶養者につきましては、後日配布予定となっておりますので、ご了承下さい。

- 1) 対象者・・・平成 20 年度は昭和 9 年 4 月 1 日生まれ～昭和 44 年 3 月 31 日生まれの方
*平成 20 年 4 月 2 日以降に資格取得された方は、今年度は特定健康診査等の対象となりません。
- 2) 除外者・・・(1) 資格喪失された方
(2) 妊産婦、国内に住所を有しない方等
(3) 育児・介護等休業中の方
ただし、特定健康診査の受診を希望する場合には、被扶養者と同様の方法で健診受診可能です。保健管理室まで申し出て下さい。

3) 特定健康診査の項目（定期健診項目を含む）

● 質問票(服薬歴、喫煙歴 等)	● 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)	
● 理学的検査(身体診察)	● 血圧測定	● 視力検査
● 検尿(尿糖、尿蛋白、尿潜血)	● 胸部 X 線撮影	● 聴力検査
● 血液検査		
・ 脂質(中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、総コレステロール)		
・ 血糖(空腹時血糖、HbA1c)		
・ 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)		
・ 貧血(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、鉄) 他		
※ 腹囲測定、HbA1c は今年度より導入		

- 4) 健康診断結果を私学事業団に提供することについて
特定健康診断結果の提供については法令に従って行われますので、ご理解ご了解を頂きますようお願い致します（個人情報保護法第 23 条における第三者提供の「法令に基づく場合」に該当します）。

5) 受診方法

(1) 加入者本人

① 定期健康診断を受ける場合

→ 従来どおり、平成 20 年 10 月下旬に実施予定です。

② 定期健康診断実施中出向等で健診を受けられない場合

→ 事前に保健管理室まで連絡を下さい。後日保健管理室または(株)近畿健康管理センターにて健診を受けることができます。

③ 他施設等の健診結果を提出される場合

→ 3) の健康診査の項目を網羅されていれば、特定健康診査の実施に替えることができます。

ただし、人間ドッグを利用する場合は、特定健康診査の実施に替えることができますが、自己負担となります。

(2) 被扶養者

後日対象者へ特定健診受診券を送ります。その受診券と加入者証を持って、私学事業団の契約する指定特定健診機関で特定健診を受診します。

※「特定健康診査受診券」の有効期限は平成 21 年 1 月 31 日となっておりますが、原則として私学事業団への健診結果提出期限は 6 月から 9 月 30 日となっております。保健指導に要する期間を十分に確保するため、できるだけ早めに受診して下さい。(健診結果を提出される方も同様の期日です。)

6) 特定健診後について

健診結果を日本私立学校振興・共済事業団に提供します。国の基準により階層化(判定)が行われ、健診結果や質問票の内容に応じて、健診結果を提要された対象者全員に生活習慣改善のための情報提供文書が送られてきます。また、特定保健指導の必要があると判定された方には、特定保健指導利用券を配布され、最高 6 ヶ月間の保健指導を受けなければなりません。

<特定健康診査等の基本的な考え方>

従来、保健指導は健診のおまけのようなものでしたが、この特定健康診査等は保健指導を受けるための健診です。対象者は必ず保健指導を受け、生活改善を実践して下さい。

～参考 私学事業団の「特定健康診査等実施計画」～

〔計画の期間〕 平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 ヶ年とする。

〔達成しようとする目標〕

特定健康診査の実施率 80%、特定保健指導の実施率 45%を平成 24 年度の時点での目標とします。また、平成 24 年度のタバコリクソント・予備群の割合を、平成 20 年度の値から 10%減少させることを目標とします。

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
特定健康診査実施率目標	70%	73%	75%	78%	80%
特定保健指導実施率目標	27%	32%	36%	41%	45%
タバコリクソント・予備群の減少率目標	—	—	—	—	10%

高齢者医療制度に各医療保険者は「後期高齢者支援金」を拠出しています。本事業の平成 24 年度目標の達成によって平成 25 年度以降の後期高齢者支援金が±10%の額が調整される予定となっており、私学事業団の平成 20 年度における後期高齢者支援金の推計ベースで±31 億円程度の増減が発生することになり、財源に大きな影響を及ぼし、結果的に掛金の増加を招く場合があります。

このような背景からも、特定健康診査等を必ず受け、日頃より、健康的な生活習慣の実践を心掛けましょう。